

令和5年度 消防設備士講習のご案内

一般社団法人福井県消防設備協会

消防法第17条の10の規定による消防設備士免状取得者に対する講習を、福井県から委託を受けて次のとおり実施いたします。

1 受講対象者

- (1) 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方
- (2) 前回の講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方
- (3) 上記(1)(2)以外の方で受講義務のある方(ご自身でよく確認してください)。
講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初の免状交付が基準となります。

2 講習日程・区分および会場

講習区分	講習日	対象となる免状の種類	定員	会場
消火設備	8月29日(火)	甲種第1・2・3類 乙種第1・2・3類	各100名	越前市瓜生町5-1-1 サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
避難設備・消火器	8月30日(水) 12月19日(火) いずれか希望する日	甲種 第5類 乙種 第5類・6類	各100名	
警報設備	12月20日(水) 12月21日(木) いずれか希望する日	甲種 第4類 乙種 第4類・7類	各100名	

「避難設備・消火器」「警報設備」を受講する方については、**いずれかの日**を選択して戴きます。
なお、受付後の**受講日の変更はできません**のでご注意ください。
受講人数制限等により受講日の変更をお願いする場合があります。

3 講習科目・講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令および防火に関する他法令等に関する事項	9:00~11:40
(2) 工事整備対象設備等の工事または整備等に関する事項	12:40~16:40
(3) 効果測定	16:40~17:10

受付は、8時30分~8時50分です。8時50分からオリエンテーションを行います。
講習科目の一部免除者の受付は、12時15分~12時25分です。

4 講習科目の一部免除

今回の講習で、**2区分以上の講習**を受講される方については、2区分目から、前記3に記載の講習科目(1)が免除されます。講習科目一部免除を希望する方は、受講申請書に必要事項を記入してください。

5 受講申請手数料

7,000円

※手数料の納付方法は次の2つから選択してください。

(1) 手数料納付システムでの納付

福井県ホームページの「令和5年度福井県消防設備士講習」の「講習受講料」にある納付画面から手数料を納付してください。

【注意事項】

※納付できる期間は

消火設備、避難設備・消火器 令和5年 7月 5日(水) 9時～ 7月20日(木) 17時
警報設備 令和5年10月18日(水) 9時～10月31日(火) 17時

※申込完了後に発番される12桁の申込番号を受講申請書下部の申込番号記入欄に必ず記入してください。

※手数料納付システムの詳細は、福井県審査指導課のホームページまたは福井県防災安全部消防保安課ホームページをご確認ください。

(2) 福井県収入証紙での納付

7,000円分の福井県証紙を、受講申請書下部の福井県証紙貼付欄に貼付してください。
なお当協会では、福井県証紙を販売しておりませんので、ご用意のうえ申請してください。

6 受付 ※期間前後の受付は致しかねます。

消火設備、避難設備・消火器 令和5年 7月10日(月)～ 7月20日(木)
警報設備 令和5年10月23日(月)～10月31日(火)
(土日祝日を除く)

期間外の受付はお控えください。届いた場合、着払いで返却いたします。

※期日厳守・郵送の場合は必着

(1) 受付方法 持参または郵送(メール便は不可)

郵送の場合、封筒はご自身でご用意下さい。

受付場所(郵送先) 〒910-0003 福井市松本 3-16-10-福井県福井合同庁舎 5階

一般社団法人 福井県消防設備協会(月～金 9:00～17:00)

郵送の場合「消防設備士講習申請書在中」と記載のこと

※受付期間内でも、定員になり次第受付を終了します。

7 提出書類

(1) 受講申請書 1枚 (写真貼付 写真の裏に記名)

なお、写真は受講申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm、横3cm

正面三分身像、無帽 無背景とし、印画紙を使用したものを写真貼付欄に貼ってください。

(カラーコピーは不可)

(2) 受講票 1枚

郵便番号・住所・氏名を記入し、63円切手を必ず貼付してください。

裏面にも氏名を記入してください。

【講習会中止・延期】

下記の9その他(8)による中止または延期の場合は当協会のホームページでお知らせします。

中止または延期の可能性があるときは、ホームページもしくはお電話でご確認ください。

必要に応じて連絡する場合がありますので、連絡の取れる電話番号を記載してください。

(3) **消防設備士免状のコピー**

消防設備士免状(表・裏両面)をA4サイズで添付してください。

受講申請書には絶対に貼り付けないこと。

8 受講手続に関する注意事項

(1) 「受講申請書」および「受講票」は、講習区分ごとに一枚ずつ提出してください。

各用紙に必要な事項を記入してください。

(2) 消防設備士免状番号12桁(免状写真下の番号)、および取得されているすべての種類等についての交付年月日・交付知事を、必ずご記入ください。

(3) 受講区分に一箇所だけ☑してください。

避難設備・消火器、警報設備を受講する方は、いずれかの希望日に○をしてください。

(4) 受講票は、申請書の受理後に、受講番号・講習日・一部免除者には付記して受講申請者に返送します。

(5) 受講日の3日前になっても受講票が届かない場合は、必ず電話お問い合わせください。

受領した申請書類等は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

不着によるトラブルを避けるため、簡易書留または特定記録郵便によることをお勧めします。

(普通郵便で送られた場合、郵便事故による紛失等の責任は負えません。)

9 その他

(1) 講習テキストは、当日配布します。

(2) 講習修了証は、消防設備士免状への修了証明の記載をもって交付としますので、講習当日に必ず消防設備士免状と受講票を持参し、受付に提出してください。

(3) 遅刻者、やむを得ない理由以外の途中退席者は、講習修了者として認めません。

(4) 講習の最後に効果測定を行います。

(5) 当協会では個人情報の保護に努め、受講申請書の記載事項については、消防設備士講習における名簿の作成および講習履歴のデータ作成にのみ使用いたします。

(6) 講習会場は、駐車場が限られているため、公共の交通機関をご利用ください。

(7) 当協会のホームページから、各種用紙がダウンロードできます。

<http://www.syoubounet.jp/fukui/>

(8) 災害や気象状況の悪化、新型コロナウイルスの感染拡大等により、講習を中止または延期することがあります。この場合、当協会のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

(9) 昼食は、各自でご準備ください。ただし、会場では弁当の販売があります。

(10) 筆記用具をご持参ください。(HB・Bの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)

※ご不明な点は、一般社団法人福井県消防設備協会にお問い合わせください。

(電話番号 0776-27-3760)